一六	民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千二百円）。ただし、情報の提供を命じられるべき者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に九百円を乗じて得た額を加算した額
一七	強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八千三百円）。ただし、債務者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額
一八	民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て	五千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、四千円）
一九	不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）
二〇	破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て又は企業担保権の実行の申立て	二万三千九百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額
二一	破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人以外の者である場合に限る。）	二万三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額
二二	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）	三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額
二三	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人以外の者である場合に限る。）	二千百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額
二四	更生手続開始の申立て	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数五ごとに九百円を加算した額
二五	特別清算開始の申立て	二万千三百円
二六	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	一万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数五ごとに九百円を加算した額

二七	再生手続開始の申立て（二六の項に掲げる申立てを除く。）	一万千百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数五ごとに九百円を加算した額
二八	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	イ　及びロに掲げる額の合算額 イ　調停又は労働審判を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一)　調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円までの部分　その価額十万円までごとに五百円 (二)　調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分　その価額二十万円までごとに五百円 (三)　調停又は労働審判を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分　その価額五十万円までごとに千円 (四)　調停又は労働審判を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分　その価額百万円までごとに千二百円 (五)　調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分　その価額五百万円までごとに四千円 (六)　調停又は労働審判を求める事項の価額が五十億円を超える部分　その価額千万円までごとに四千円 ロ　四百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三百円）。ただし、相手方の数が二以上の場合にあつてはその数から一を減じた数に四百円を乗じて得た額を加算した額
二九	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	変更後の申立てにつき二八の項イにより算出して得た額から変更前の申立てにつき同項イにより算出して得た額を控除した額
三〇	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項、九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項についての審判の申立て	三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千九百円）